

45年6月1日現在

総人口 9,776人

男4,487人女5,279人

世帯数 3,129戸



# 国民健康保険

## 加入者の皆さん

本町の国民健康保険事業は、昭和三五年四月発足以来制度の上でも色々改善がなされ、特に療養給付の面では被保険者の優遇措置がとられ、だいたいにおいて順調な歩みを続けて来たのでありますが、最近における医療費の増嵩は、実に驚くべき数字にのぼり本年

度から来年度にかけて、真に憂慮される状態にたつたつております。ついでには、皆さま方に国民健康保険事業の実態を御承知いただきまして、ご負担願っておりますところの保険税が少しでも軽減されるようご協力をお願い申し上げます。

### 健康保険の

#### 「目的と加入者

#### 保健事業の

#### 内容

ご承知のように日本は国民皆保険の国です。

国民健康保険は、他の医療保険等に加入していない人を対象に、疾病、負傷、出産、死亡に対し必要な保険給付をし、社会保障及び国民保健の向上を目的とした医療共済制度です。

わが国で一番多くの加入者を有し、本町でも四五年

◎死亡について  
一人三〇〇〇円の葬祭費を支給します。

◎どんな療養が

受けられるか!

- (1) 往診 (2) 薬や治療材料の支給 (3) 処置や手術その他の治療 (4) 病院等への入院 (5) 看護 (6) 移送等ですが、(4)(5)(6)については一定の制約があります

医療費の三割は直接払い

国保事業からは、七割支給

の負担能力、町村の財政力で、このような仕組みに

国の財政現況等から、療

養に要する経費の全部を賄

うことが出来ないで、そ

の財源の一部をどこかに求

めなければならぬのです

そこで、保険税に限界が

あるので税以外の形で加入

者に負担してもらっている

のです。

他のいろいろな健康保険

保険事業に要す

る経費には、

このような収入

があてられます

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

◎国庫補助金  
健康保険の財政を調整す

ご承知のように国保事業では、実際の精算が行なわ

◎事務費負担金  
国民健康保険の事務に要する費用を国が負担する。

◎おこたわり  
ご承知のように国保事業

◎療養給付費負担金  
療養の支給に要する費用に対して定率を乗じて得た額を国が負担する。

◎特別調整交付金  
災害、その他特別な事情があつたとき交付される。

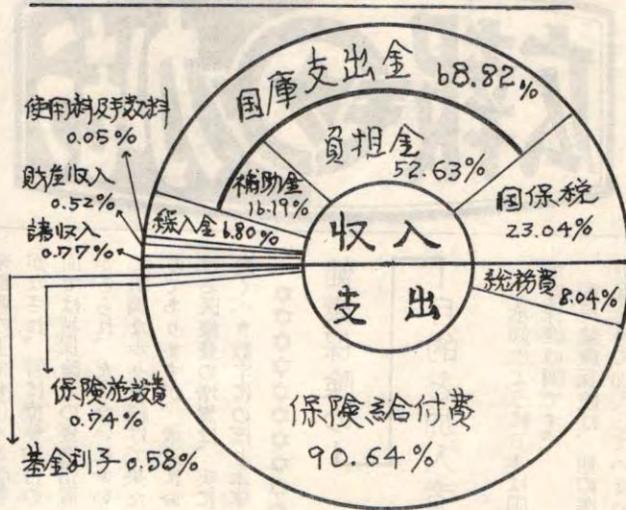
◎国庫支出金 負担金と補助金があるが内訳は

◎普通調整交付金  
被保険者の所得が医療費に比べいくちるしく低い町村に交付されるもの

◎医療給付費負担金  
療養の支給に要する費用に対して定率を乗じて得た額を国が負担する。

◎特別調整交付金  
災害、その他特別な事情があつたとき交付される。

昭和44年度国保会計歳入歳出の割合



れるのは、カルテの提出、審査等の期間があり二ヶ月遅れて医療費の支払いがなされる関係上、四十四年度の決算の数字はまだ出ていません。以下、図表、資料等で示す数字は四十三年度

国民健康保険税はなぜ上がるのか

最近「国保税が上がった」ればならないのか？「国保税が高い」という声をよく聞きます。

なるほど、今年もまた国保税は増税されました。なぜ、こんなに上げな

分は決算による数字、四十四年度分は決算見込数字、四十五年度分は、当初予算に計上した数字であり、従って医療費等は推定によるものです。

このことは、現在の蒲生の実情をよくあらわしており、若い元氣な世代の人は出稼に出て、後に残つた者は病氣にかかる率の高い年寄りや女、子供だといふこととです。ちいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんによる三ちやん農業の姿をここでもうかがい知ることができ

◎第一に医療費の値上がりです。(第二表)

蒲生町の国保税は 県下で六十五位 他町村に比べてどうか

本町の国保税は、一世帯を極力最少限にとどめるよう四年度は八二五五円、四年度は九四二二円となつており、他町村に比べて決して高くありません。

第五表をご覧ください 四年度に比べ五年度は、二五七円高くなつておりますが、これは今まで剰余金を積立てておいた基金から六〇〇万円、四年度決算剰余金から一〇〇万円、合計七〇〇万円を繰り入れて、国保税の値上げ巾

第1表 受診率 受診件数ののび

年度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5
受診率	340,80	366,04	393,03	405,93	430,65
受診件数	25,788	26,351	27,508	270,20	27,452

第2表 1件当り費用額

年度	診療費総額		1件当り費用額	
	総額	伸率	費用額	伸率
39	37,865,110	100	1,601	100
40	44,369,652	117.1	1,913	119
41	56,842,372	150.1	2,193	136.9
42	61,990,082	163.7	2,339	146.0
43	74,959,611	197.9	2,711	169.3
44	84,470,721	223.0	3,018	188.5
45	109,002,213	287.8	3,971	248.0

第3表 年度別の1世帯当り保険税対保険給付費比率表

年度	保険税A		給付費B		B/A
	金額	伸率	金額	伸率	
39	3,858	100	15,683	100	4.06
40	4,105	106.4	19,192	122.3	4.67
41	5,501	142.5	24,830	158.3	4.51
42	6,393	165.7	27,480	175.2	4.29
43	6,719	174.1	33,735	215.1	5.02
44	7,852	203.8	38,360	244.5	4.88
45	9,412	243.9	50,092	319.4	5.32

第4表 保険税 国庫支出金ののび

区分 年度	保険税		一世帯当り保険税		国庫支出金	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
39	9,483,395	100	3,858	100	16,572,617	100
40	9,519,870	100.3	4,105	115.3	24,324,897	146.7
41	12,552,600	132.36	5,501	142.5	29,111,142	175.6
42	14,412,940	151.9	6,393	165.7	32,316,105	194.9
43	15,014,420	158.3	6,719	174.1	41,540,158	250.6
44	17,291,920	182.3	7,852	203.5	50,635,536	305.5
45	18,628,000	196.4	9,412	243.9	56,307,000	339.7

第5表 昭和43年度国民健康保険事業状況決算諸率一覧表 (昭和43年度事業年報から)

保険者名	世帯数	被保者数	一世帯当り保険税額	順位	被保険者一人当り諸費									
					保険税額	保険税額	国庫支出金	療養給付金	事務負担金	調整金	県支出金	一般会社収入金	総務費	施設費
中種子町	3,037	12,849	10,986	1	2,597	2,541	305	3,049	691	0	0	536	50	
大根占町	2,333	9,680	1,007	94	1,447	1,443	351	3,130	1,041	0	0	593	39	
国分市	5,819	18,212	7,312	48	2,336	2,273	330	3,940	1,250	0	0	633	138	
加治木町	2,809	8,741	7,722	38	2,481	2,433	376	4,074	1,153	0	0	718	205	
始良町	4,001	11,961	8,321	31	2,783	2,770	352	4,621	1,492	0	0	603	160	
蒲生町	2,229	6,999	6,719	65	2,140	2,101	401	4,273	1,266	0	0	611	48	
溝辺町	1,543	5,971	9,438	14	2,442	2,388	393	3,474	755	0	0	545	64	
横川町	1,730	5,911	6,649	67	1,946	1,931	384	3,731	1,212	0	0	479	30	
栗野町	2,229	8,324	10,985	2	2,941	2,905	371	3,866	726	0	0	457	256	
吉松町	1,089	3,549	8,396	29	2,576	2,486	458	3,896	1,546	0	0	827	5	
牧園町	2,318	8,352	8,963	21	2,487	2,409	385	3,447	1,472	0	0	626	382	
霧島町	1,229	4,829	9,297	16	2,366	2,252	376	3,220	889	0	0	733	261	
隼人町	4,676	14,307	10,158	6	3,320	3,277	367	3,640	1,368	0	0	797	110	
福山町	1,855	6,937	9,119	18	2,438	2,294	367	3,473	1,071	0	7	810	167	

蒲生町の国保健康保険事業の番付表  
検査役 県民生労働部 保険課  
行司 県国保連合会

◎	受診率	東小	結	(県内)	393	.03%
◎	一件当り	費用額	西十	両8枚目	(55位)	2711円
◎	一人当り	費用額	西前	頭3枚目	(17位)	10656円
◎	保険税	納付率	西前	頭12枚目	(51位)	98.22%

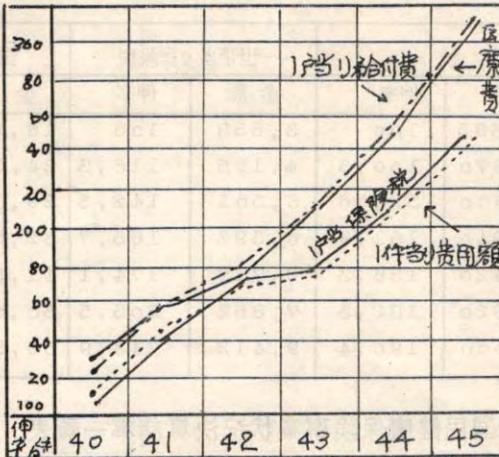
国保は皆さんの大事な生命を守り安心して働いていただくためのものです

一家全員そろって健康でお医者さんのお世話にならない家庭、あるいは一人世帯で病気にかかったことのない家庭では、毎年何万円もの国保税を納め、損をしているような気持があるかも知れません。  
しかし、ひとたび病気をされますと、病気の程度にもよりますが、たくさんのお金がかかるわけで、このときのために国保という共済制度に加入しているのがあって、国保からは医療費の七割を支払い、残りの三割だけを一部負担金という姿で皆さんが直接お医者さんに支払われればよいのです。  
みんなが元気な時は国保税だけ納めて損をしているような気持がしますが、一度大きな病気をしますと、

第6表 ◎43年度一世帯の医療費  
10位まで

	費用額	その世帯の国保税
1	501,840円	13,510円
2	423,227	10,030
3	365,171	3,280
4	321,770	7,930
5	310,498	17,030
6	287,695	9,330
7	283,847	1,570
8	275,316	1,070
9	270,249	5,070
10	266,902	1,820

保険税・医療費の伸率状況



何年分もの国保税よりも大きな給付を受けることにならないとも限りません。国民健康保険は、みんなの健康を守るための共済保険なのです。

みんなが元気になるから掛金をかけて、万一の時のために備えているわけです。

第7表 昭和43年度給付状況並びに国保税状況調べ

部落名	給付額	国民健康保険税	世帯当り給付額	世帯当り国保税
段上	37,846	5,290	9,461	1,322
宮内上	1,175,244	130,420	34,566	3,835
宮内下	670,609	169,630	20,956	5,300
宮内西	536,652	142,190	15,783	4,180
八幡	419,029	162,470	19,953	7,736
新宮	267,901	101,750	12,757	4,845
宮上	536,960	181,570	16,271	5,502
宮下	989,760	164,900	36,657	6,107
辻上	880,483	335,920	26,681	10,179
辻中	515,732	99,550	21,488	4,147
辻下	735,415	95,070	29,416	3,802
後田上	817,401	228,430	23,354	6,526
後田中	1,472,348	398,420	32,007	8,661
後田下	1,195,390	268,070	38,560	8,647
町上	1,388,944	273,380	30,194	5,943
町中	190,284	110,700	7,985	4,612
町下	496,976	96,910	27,609	5,383
中原上	580,352	136,320	20,012	4,697
中原中	435,651	92,500	17,426	3,700
霧島上	381,269	124,400	15,250	4,976
霧島中	216,302	146,610	10,300	6,981
霧島下	364,168	128,680	18,208	6,434
川東上	626,113	172,770	20,870	5,759
川東中	1,279,372	356,420	23,692	6,600
川東下	525,018	182,960	19,445	6,776
川東上	733,627	197,710	27,171	7,322
川東中	337,382	285,740	9,639	8,164
川東下	178,549	132,490	14,879	11,040
大平	218,516	54,940	19,865	4,994
湯川	599,081	97,120	66,564	10,791
山元	565,036	251,450	15,695	6,984
丸中村	373,649	102,140	28,742	7,856
上丸	296,104	174,160	10,966	6,450
上丸上	41,940	60,190	5,242	7,523
上丸下	1,269,720	228,060	48,835	8,771
漆野	1,589,126	405,100	33,807	8,619
漆中	403,697	130,750	36,699	11,886
漆中	381,758	196,750	15,906	8,197
宇都	804,544	284,600	25,142	8,893
赤仁	540,246	125,990	36,016	8,399
権田	131,203	56,190	13,120	5,619
高峯	538,778	237,830	17,959	7,927

第七表をご覧ください。  
あなたの部落で保険税と  
あなたの部落の人が病気で医者さ

して納めていた額と  
状況はどうでしょうか。  
皆さんが病気で医者さ

あなたの部落では国保税と  
給付費の割合はどうか  
ているのでしょうか

んにお世話になつたため支  
払つた療養費の額はこの通  
りです。  
ほとんどの部落が税金よ  
り多くの給付を受けてい  
ます。  
ところで、あなたの家の  
んに支払われたお金は医療  
費の三割の額です。残りの  
七割、即ち三倍以上の医  
療費は国民健康保険の方か  
ら支払われています。



では困ります。病気のことはお医者さんが一番よく知っておられます。

飲みもしない薬をたくさんもらつて帰る、こんな人が医療費の大きなムダ使いをしているということになります。

長期に亘る病気を通院で治療しているような場合、慢性で治療を続けるようなことはやめましょう。

積極的に病気に立ち向かい、病気に対処し、これを克服する気はくが大切です。心構えの問題として、漫然とお医者さんにかかるのではなく、常に行動的に病気に立ち向かう態度が必要です。

健康診断を受けましょう。いくら国民健康保険に入っているからといって、病気になるれば金もかかるし仕事の上にもマイナスです。人間、体に故障がなければ、とかく健康には無関心になりがちです。ところが、無関心のうちに病気がどんどん進行しているのです。これを早期に

発見するのが、健康診断です。現代の医学では、ガン等の難病も早期に発見できれば完全に治すことも可能です。早期発見が何よりも病気をなおす決め手です。健康診断の機会を見つけて、積極的に受けるよう心がけてください。

### 国保税は目的税

### 100%完納にと協力を!

皆さんに納めていただいている国保税は、国民健康保険事業の運営に要する費用に充てるため課税される目的税です。

だから、たとえ多額の剰余金が出て、他の目的には使われません。剰余金はすべて基金として積み立て国保事業のためにのみ使われ

### 国保事業に

### より一層のご理解を

いろいろな述べてきました。が、このように国保事業は人の生命にかかわる大事な

### 病院に行くときは

### は被保険者証をお忘れなく

入院では、保険証によって、その患者が国保の加入者であるか、どうかをたしかめてから患者には三割を請求し、残りの七割は町に対し、記号、番号、氏名、生年月日、治療の内容を記

### 国民健康保険の手続き!!

下記のようなことがありましたら 世帯主の方は必ず14日以内に手続きをして下さい  
転入、転出、転居などのときは届と一緒に手続きできます

こんな場合は手続きを	手続きに必要なもの
加入の場合	
転入したとき	印鑑
勤務先の健康保険をやめたとき	印鑑、被保険者証、母子手帳
子どもが生まれたとき	印鑑、生活保護廃止通知書
生活保護が廃止されたとき	印鑑、被保険者証
やめる場合	
転出のとき	印鑑、被保険者証
勤務先の健康保険に加入したとき	印鑑、被保険者証、死亡診断書(死亡届)
死亡したとき	印鑑、被保険者証、保護決定通知書
生活保護が開始されたとき	
その他	
町内で住所が変つたとき	
加入者の氏名が変つたとき	印鑑、被保険者証
世帯主が変つたとき	
世帯の合併、分離のとき	印鑑
被保険者証をなくしたとき	印鑑、被保険者証
子弟が就学で他市町村に転出するため別の被保険者証が必要とき	在学証明書
出かせぎなど長期間他府県などに行くため別の被保険者証が必要とき	印鑑、被保険者証